

令和5年11月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年11月総会議事録

1 日 時 令和5年11月13日（月） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (3件)

第3号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権59件・農地中間管理事業に係る利用権41件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(10件・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更1件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (12件)

4 その他

・認定電気通信事業者が行う中継設備等の設置に伴う農地の転用について
(1件)

・山口県農業会議による農業委員、農地利用最適化推進委員等研修会

12月 7日（木） 午後1時から 市役所4階会議室

・次回総会 12月 7日（木） 研修会終了後 市役所4階会議室

・現地調査 11月27日（月） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

1番 岡藤 英雄	2番 村岡 清美	3番 岡島 史真
4番 西村 志おり	5番 大田 寛治	6番 河野 八千代
7番 中野 晴人	8番 山近 洋祐	9番 末永 恵子
10番 高林 司	11番 林 一志	12番 木村 友則
13番 名和田 栄治	14番 林 弘幸	16番 木村 正雄
17番 大汐 光晴	18番 深水 一男（会長職務代理者）	
19番 大野 耕作（会長）		

5 欠席委員（1人）

15番 大田 裕美

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 北村 実瑛

7 会議の概要

議長
(会長)
挨拶

令和5年11月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案4件、報告事項3件でございます。
慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。
引き続きまして、10月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。
(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和5年11月の総会を開会いたします。
在任する委員の総数は19名、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。
よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。
次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。
9番、末永恵子委員、10番、高林司委員、よろしく願いをいたします。
議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和5年11月13日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は419㎡。
譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。
譲渡人は、●●区●●▲丁目▲番▲の▲号、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、従前から畑畑として管理している（所有権1/2）。譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、本年相続人が決ま

り、遠隔地であることから贈与の申出をした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から南西約 2km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農地所有適格法人が耕作することから農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は私、19 番、大野でございますので補足説明をさせていただきます。

11 月 1 日、事務局と、宮本推進委員と私で現地調査を行いました。

現地は、山と水田の間にある、どちらかといえば一部が山になっているような畑でございます。植えてあるのは柚の木でございます。

事務局の説明のとおり、父親の死去に伴い、贈与が行われたんですが、この 1 枚が 2 分の 1 であったということで、●●に住んでいらっしゃるご兄弟の方が、地元におられる方にお渡しするということです。

別に、何ら問題はないと思いますが、各委員さんの慎重審議のうえ、ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

議 長

(挙手多数)

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号 2 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。
番号 2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 295 m²。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、20 年以上小作してきた農地であるので、所有権を取得して自作地としたい。譲渡人は、相続により取得した土地であるが、現在、●●県●●市に居住しており、将来も耕作する見込みは無いので、譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページをご覧ください。●●から東北東約 900m に位置する農地です。

また、5 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 4 番、西村委員、補足説明をお願いいたします。

4 番

4 番、西村です。

11 月 1 日に、会長、事務局の方々、推進委員の森本さんと現地の確認をいたしました。

その際に、譲受人の●●さんご夫婦とお会いして、お話を伺うことができました。

畑の手入れも、小作ながらもきれいに管理されていたので、何も問題はないかと思われます。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号 3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,571 m²。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲▲の▲▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から借り受けて耕作しており、譲渡人から申出があったのでこれに応じることとした。譲渡人は、県外居住のため、管理等が難しいことから、賃借人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から東北東へ約 500m に位置する農地です。

また、7 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、8 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番

8 番、山近です。

11 月 1 日、大野会長さん、村田推進委員さん、事務局と私の計 5 名で、現地調査をいたしました。

現地は、●●の斜め向かいの●●横の土地でございます。

いま、事務局からの説明がありました通りで、何ら問題はないと思っております。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

事務局長
補佐

引き続き、番号4について事務局の説明を、お願いいたします。

それでは、説明いたします。

番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は970㎡。

譲受人は、●●市●●▲の▲の▲▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲▲番地▲▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から経営規模の拡大を望んでいたところ、譲渡人から申出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、相続により農地を取得することになったが、遠隔地のため耕作できないため、譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から西へ約400mに位置する農地です。

また、9ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明ですが、譲受人は●●市で多肉植物の栽培、販売をされている方で、萩、長門近辺においても様々なイベントで販売を行っておられる方です。この度、長門市近辺での拠点を探しておられたところ、当該農地の北側にある家屋を借り受けることとなり、併せて農地を取得してハウスにより多肉植物の栽培を行われるとのことでした。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長	引き続いて、当地区担当、14 番、林委員、補足説明をお願いいたします。
1 4 番	14 番、林です。 11 月 1 日、会長、先野推進委員と事務局とで現地調査を行いました。 現地につきましては、●●の●●地区にあります。 位置図を見ていただいたら分かりますように、国道▲号線沿いで、横に●●があり、孤立した農地です。 ほ場の状況といたしましては、事務局が言われた通りでございますが、譲渡人の●●さんは、市外に住まれており、父親も今年亡くなられて、家も申請地も、そのままで放置されている状態でございます。 これから先、遠隔地のため、農地の維持管理が難しいということで、今回の申請に至ったということです。 譲受人も、いま、事務局が説明されたので、私が説明することはございませんが、多肉植物を主として、果樹、野菜の栽培をされており、規模拡大のため、譲受けられることになったということです。 以上のことから、何も問題はないと思われますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
1 6 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
1 6 番	16 番、木村正雄です。 これは事務的なものかもしれませんが、譲受け後のところが、田が 0 m²になっておるけど、登記地目も現況地目も田になっておるから、譲受け後の経営面積は、田が 970 m²になるんじゃないですか。
事務局長 補佐	はい、お答えいたします。 地目では田になっていますが、畑として活用をされるという事なので、畑の面積に入れさせていただきました。
1 6 番	こういう場合は、言い方が悪いけど、譲受後、明らかに水稻を耕作しない場合は、先に田から畑に地目変更して、それから畑作地としてっていうのは、申請がないとできないんですかね。

事務局長 補佐	農地として活用するというのであれば、地目変更はしていなくても問題 はないです。
16番	はい、分かりました。
議 長	他にどなたかご質問のある方は、ご発言をお願いいたします。
	(質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついて、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。3ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を 求める。 令和5年11月13日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、 現況ともに田、面積は509㎡。 譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 転用の目的は、廃車置場です。 理由としまして、譲受人は、店舗移転に伴い、新店舗に隣接したところ に廃車置き場を開設したい。譲渡人は、譲受人の希望を聞いて、当該申請 地を廃車置き場として利用させることを了承しました。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び9ページ をご覧ください。●●から西へ約1.2kmに位置する農地です。 また、10ページには公図、11ページには土地利用計画図を添付しており

ます。

ここで、「農地法審査基準」4ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、過去に農業公共投資の対象となっており、農地法施行令第12条第2号が規定する第1種農地となります。当該農地は、原則として転用が許可されない第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号が規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、污水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、12番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

1 2 番

12番、木村友則です。

11月1日に、大野会長、事務局、上手推進委員と私で現地調査をいたしました。

現地は、国道▲号線を●●から●●方面に向かっていくと、元コンビニがあった場所に隣接した田になっております。

現在はコンビニはなくなっていますが、向かいに●●さんの土地がありまして、車が置かれています。店舗は●●小学校の向かいにあり、その横にも譲渡人の●●さんの農地がありますが、面積が狭いということと、位置図ではちょっと分かりにくいんですが、道路に面しているんですけど、農地が道路よりも2mくらい低くなっていて、車を置くのは難しいという

ことで、今回こちらの農地での申請となりました。

問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は114㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、物置及び駐車場です。

理由としまして、譲受人は、自宅に隣接している当該申請地を売買により取得して、物置及び駐車場として利用したい。譲渡人は、譲受人の希望を聞いて、当該申請地を物置及び駐車場として利用させることを了承しました。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び12ページをご覧ください。●●から北へ約210mに位置する農地です。

また、13ページには公図、14ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」6ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、おおむね300m以内に鉄道の駅が存在し、農地法施行規則第43条第2号が規定する第3種農地に該当し、転用許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に排出し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当、10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番 10 番、高林です。

11 月 1 日、会長、事務局、推進委員の上野さんと私で現地に行き、確認をいたしました。

現地は、JR●●線●●駅の近くにあります。

今回は、所有権の移転であります。譲渡人の●●さんは、譲受人の●●さんより、自宅の駐車場が狭いので、隣接した当該農地を取得して使用したいという申出があり、●●さんは承諾をされました。

この土地は、よく管理がされており、草刈等もされております。

別に問題はないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は許可することに決定をいたします。
続きまして、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。4ページをご覧ください。
番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、
現況ともに田、面積は1,657㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●株式会社。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、住宅用地6区画です。

理由としまして、譲受人は、長門市●●地区において住宅用地の問い合わせが多く、需要が見込まれるため、通学、買い物等の居住環境に恵まれた候補地の中から、地権者の同意が得られる土地で既存の住宅地に接する候補地を選定した。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、農業を止める意向であり、他に農作業の委託先も見つからないことから、売買に応じることにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び15ページをご覧ください。●●から南へ約920mに位置する農地です。

また、16ページには公図、17ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、当該農地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域（第一種低層住居専用区域）に定められており、農地法施行規則第44条第3号が規定する第3種農地に該当し、転用許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に（２）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、ため柵を介し道路側溝に排出し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第５条第２項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当、８番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

８ 番 ８番、山近です。

１１月１日、大野会長さん、村田推進委員さん、事務局と私の計５名で、現地調査をいたしました。

場所は、●●から●●中学校へ抜ける一角にあります。

いま、事務局から説明がありましたように、もう農業をやめられるということで、また、周りは宅地化がどんどん進んでいる第３種農地で、問題はないと思っております。

以上です。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議 長 挙手多数であります。
よって、本件は許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第３号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長 それでは、説明いたします。５ページをご覧ください。
補佐 議案第３号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による下記農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和5年11月13日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和5年12月1日の公告となります。

従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。5ページをご覧ください。

賃貸借ですが、三隅地区が、7件14筆の22,877㎡。長門地区が、5件13筆の17,008㎡。日置地区が、7件12筆の25,933㎡。油谷地区が、8件28筆の46,891㎡。

計が、27件67筆の112,709㎡です。

使用貸借については、三隅地区が、11件12筆の20,066㎡。長門地区が、5件23筆の20,792㎡。日置地区が、6件9筆の15,930㎡。油谷地区が、10件24筆の41,464㎡。

計が、32件68筆の98,252㎡です。

合計しますと、三隅地区が、18件26筆の42,943㎡。長門地区が、10件36筆の37,800㎡。日置地区が、13件21筆の41,863㎡。油谷地区が、18件52筆の88,355㎡。

総計で、59件135筆の210,961㎡となります。

詳細につきましては、6ページ以降をご覧ください。

次に、15ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、3件6筆の8,611㎡。長門地区が、5件8筆の12,714㎡。日置地区が、5件22筆の49,617㎡。油谷地区が、7件19筆の53,860㎡。

計が、20件55筆の124,802㎡です。

使用貸借については、三隅地区が、7件10筆の13,638㎡。長門地区が、14件30筆の33,735㎡。

計が、21件40筆の47,373㎡となります。

合計しますと、三隅地区が、10件16筆の22,249㎡。長門地区が、19件38筆の46,449㎡。日置地区が、5件22筆の49,617㎡。油谷地区が、7件19筆の53,860㎡。

総計で、41件95筆の172,175㎡となります。

詳細につきましては、16ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第18条第3項及び中間管理事業法第18条第4項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地

を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見、お気づき等ありましたらお願いいたします。併せて、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

事務局長
補佐

事務局から一点、よろしいですか。

15 ページをご覧ください。

上から 2 行目、令和 5 年 9 月 1 日公告分とありますが、すみません、令和 5 年 12 月 1 日公告分の誤りです。訂正をお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

議 長

9 月 1 日というところを、12 月 1 日に訂正をお願いします。

それぞれ見られて、お気づきがあれば、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入らせていただきます。21 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 1、土地現況証明報告でございます。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は畑、面積は 19 m²。

申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。

現地は駐車場となっており、農地としての活用は不可能な状態となっていることから、令和 5 年 11 月 1 日に大野会長、山近農業委員、村田推進委

員、事務局とで現地を確認し、令和5年11月1日付けにて雑種地として証明をしております。

ほか1件の土地現況証明報告となります。

以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明いたします。22ページをご覧ください。

報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの。

通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は2,949 m²。

ほか1筆。

令和5年10月12日に合意解約しております。

ほか9件の合意解約となります。

続きまして、24ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

番号1。

旧借受人は、●●▲▲番地、●●さん。

新借受人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は田、面積は3,263 m²。ほか1筆。

契約期間は、令和5年12月28日から令和11年11月30日までとなっております。

報告事項2については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長	続きまして、報告事項 3 についての説明をお願いします。
事務局長	それでは、説明をいたします。25 ページから 28 ページをご覧くださいと思います。 報告事項 3、公共事業の施行に伴う農地の転用についてでございます。 番号 1。 内容としましては、令和 5 年災 735 号●●川災害復旧工事施工のための施工ヤード、工事用道路及び資材置場に一時転用するという計画でございます。 令和 5 年 11 月 1 日に受理しております。 ほか 13 件の、公共事業の施行に伴う農地の転用でございます。 以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、その他の報告事項について説明をお願いします。
事務局長	それでは、29 ページから 37 ページ、最終ページまでになりますが、こちらをご覧くださいと思います。 ●●株式会社から、「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用されるため、農業委員会への届出で済むことになっております。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田。台帳面積 546 m²のうち、携帯基地局の設置用地として永年転用 29.25 m²、工事用施工ヤード及び資材置き場として 214.53 m²。ほか 1 筆の一時転用となります。 令和 5 年 11 月 1 日付で、異議なしの通知を送付しております。 以上でございます。
議 長	ただ今、事務局よりその他の報告事項についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

まず、農業委員、農地利用最適化推進委員合同研修会を開催いたします。
令和5年12月7日、木曜日、13時から、長門市役所本庁4階会議室での開催となります。

次に、次回の農業委員会定例総会ですが、令和5年12月7日、木曜日、15時10分頃、合同研修会終了後に、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、11月27日、月曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

続きまして、長門市農業委員会忘年会のお知らせです。既に郵送にてご案内をしておりますが、令和5年12月7日、木曜日、18時から、ホテル楊貴館で開催いたします。11月15日、水曜日までに、ご出欠を事務局までご報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、農業委員会だより編集委員会についてです。

本日、この総会終了後に、農業委員会だより編集委員会を開催いたします。会長、職務代理、女性委員の皆様は、お疲れのところ恐縮ですが、引き続き、ご出席をお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時26分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年11月13日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 末 永 恵 子

議事録署名委員 高 林 司